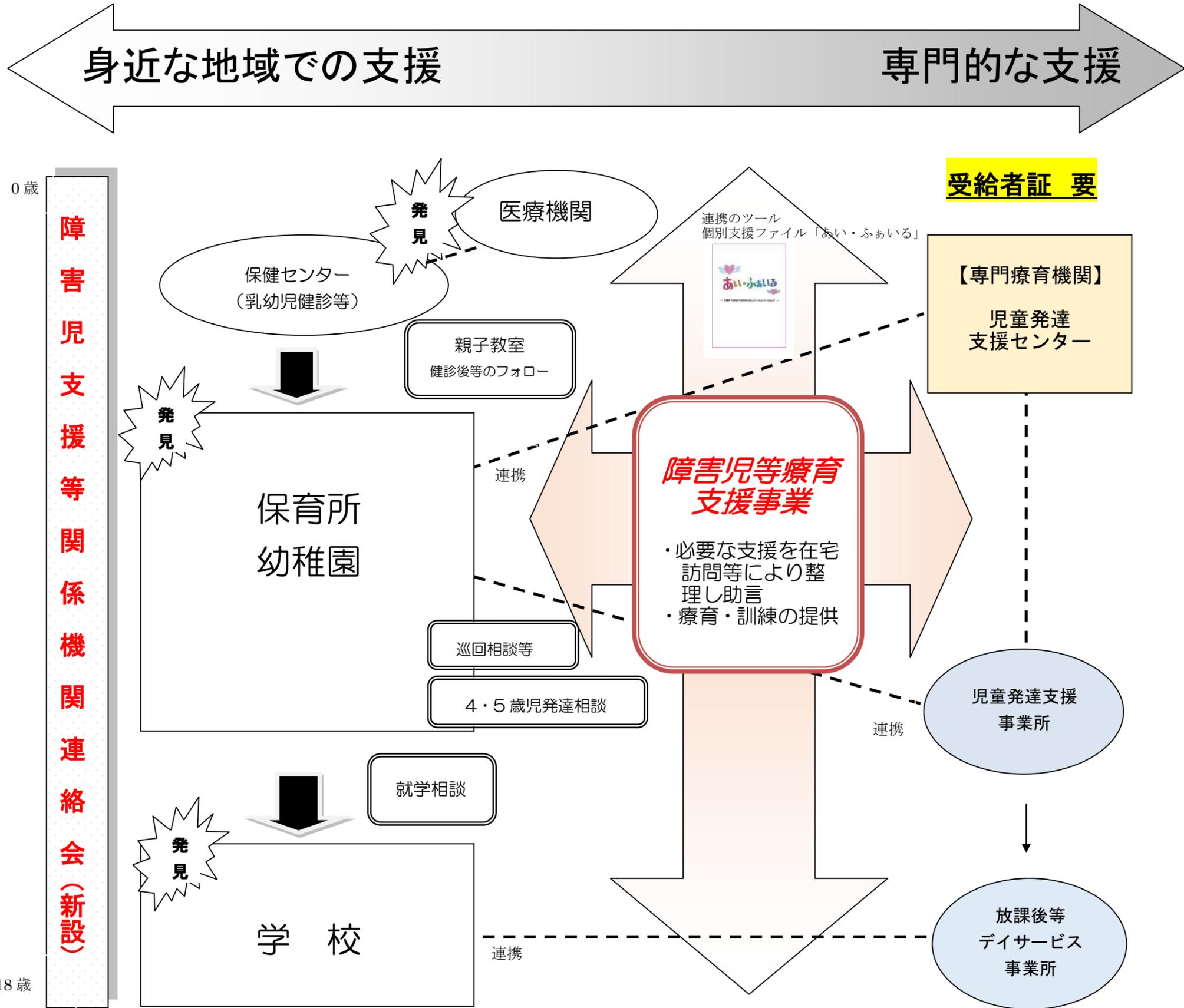


堺市における障害児支援体制

支援の連携ステーション〈障害児等療育支援事業〉の充実 ～つなげる支援、つながる支援～



★障害児等療育支援事業

【目的】

① 早期支援の強化

保護者の障害の受容や理解が難しいなどの理由で、受給者証の申請に至らず、適切な支援が行き届いていないケースに対し、事業所等への来所の他、自宅や保育所等への訪問等により、必要な療育指導や相談を行う。

② タイムリーかつ継続した支援

身近な地域で行うことで、より迅速な支援の提供と、地域の関係機関の連携による効果的な支援が可能。

*現在1か所→複数か所（各区1～2か所程度）

③ 必要な支援やサービス等へ引き継ぎと連携ステーション

平成24年の児童福祉法の改正により、新しい多様な支援・サービスが提供されている。子どもの発達や家族状況などから必要な支援を整理し、受給者証の申請や利用方法の説明を含め、「あい・ふあいる」を活用し適切な支援へ引き継ぐ。

【事業内容】

- ① 自宅への訪問等による指導・相談
- ② 事業所への通所による指導・相談（個別又はグループ）
- ③ 保育所や障害児通所支援事業所等、施設職員への指導・助言

受給者証 要

【専門療育機関】

児童発達支援センター

児童発達支援事業所

放課後等
デイサービス
事業所

障害児等療育支援事業

- ・必要な支援を在宅訪問等により整理し助言
- ・療育・訓練の提供

連携のツール
個別支援ファイル「あい・ふあいる」



0歳

障害児支援等関係機関連絡会（新設）

18歳